

2021年4月

建設業退職金共済制度（建退共）にご加入のみなさまへ

広島県建設労働組合
全建総連厚生協会広島支部
広島建設業退職金共済事務組合
TEL 082-232-6238
FAX 082-294-0248

建退共の運用利回り、掛金日額引き上げ、1ヶ月掛金日数の見直しのお知らせ

いつも大変お世話になっております。

さて、現在ご加入いただいております建設業退職金共済（建退共）について、本年10月1日からの制度の変更点をお知らせいたしますとともに、ご理解の上、今後ともご活用をお願いいたします。

1. 建退共の運用利回り見直しについて

運用利回りが現行の 3.0%から 1.3%に変更となります。既に参加している被共済者に適用される運用利回りの注意点は、以下のとおりです。

これまで積み立ててきた掛金への運用利回りについて、不利益変更が生じる場合、過去の遡及（引き下げ）はされません。積み立て中の掛金については、その期間中の運用利回りが適用されます。

(例) 1997年（平成9年）4月に建退共加入し、現在も被共済者の場合

加入期間	積立分の掛金に適用される運用利回り
1997年4月～2003年9月	4.5%
2003年10月～2016年3月	3.0% ※2016年3月の厚労省とりまとめ文書により、2.7%適用期間3.0%へ改善、変更の遡及適用された。
2016年4月～2021年9月	3.0%
2021年10月～	1.3%

(※裏面もご覧ください)

2. 建退共の掛金日額の引き上げについて

掛金日額（証紙）が現行の 310 円から 320 円へ 10 円引き上げられます。
運用利回りが見直しされる 5 年間で比較すると、掛金 10 円の引き上げにより、年間で 2,520 円の掛金負担増となりますが、受け取る退職金額も引き上げが見込まれています。

(例) 1 か月分を 21 日で換算した場合 受け取る退職金額推計の比較

給付年数	給付月数	現 行 利回り 3.0%、掛金 310 円	予 定 利回り 1.3%、掛金 320 円	現行との差
2 年	24 月	156,000 円	161,000 円	5,000 円増
3 年	36 月	234,000 円	242,000 円	8,000 円増
5 年	60 月	411,000 円	414,000 円	3,000 円増

3. 建退共の 1 か月分掛金日数を 21 日分に変更します

長らく広島建労では、1 か月の掛金日数を 25 日分として掛金を納付しておりますが、今回 1・2 の制度改定にともない、働き方改革に対応するため、全建総連等と同じ 21 日分とするよう「全建総連厚生協会広島支部業務規程第 7 条」の改定を第 299 回執行委員会での承認を経て、3 月 20 日の第 65 回定期大会で可決されました。

今年 10 月より、広島建労での取り扱いは、一人親方加入、事業所加入ともに 1 か月掛金日数を 21 日分に変更します。（日額 320 円×21 日分＝月掛金 6,720 円）

以 上

お知らせ

今年から「共済手帳の副本」を郵送 年に1回します

組合で掛金を納めている方は、年におよそ1回、建退共で掛金納付の記録をとっています（これを「手帳更新」といいます）。今年から、手帳更新の度に被共済者へ「手帳の副本」が発行されることになりました。この副本には納付された掛金日数が記載されており、それを元にインターネットで現在の退職金額を試算することができますので、お手元に届きましたら大切に保管してください。

また、組合で登録している住所が違いますとお届けできませんので、転居等で住所地が変わりましたら速やかに最寄りの窓口で手続きをお願いします。

建設業 退職金共済手帳(副本)		84- 冊目-
(310) 被共済者 番号		掛金納付実 円 紙 電子 日分
		20
		60
		120
		180
		200
		260
		300
		310
		合計 *** **
被共済者 氏名	殿	
	令和 年 月 日 交付	
	(広島県支部発行)	
	加入 平成 年 月 日	
次回更新時期		手帳作成日
令和 年 月		令和 年 月 日

立場や仕事が変わったら、組合で手続きを

建退共は建設現場で働く労働者のための「国の退職金制度」です。

就労する立場や仕事の内容が変わった時には、組合へ連絡し、必要な手続きをお願いします。

また、中小企業退職金共済（中退共）や小規模企業共済など他の退職金制度に掛金を納めている方、従業員を雇用している代表者、役員報酬を受けている方、現場労働者ではない方などは建退共を掛けることができない場合があります。詳しくは本部・最寄りの窓口へお問い合わせください。

こんな時は組合で手続きを

- ・個人名、会社名が変わった
- ・代表者(または従業員)になった
- ・所得の一部が役員報酬になった
- ・建設業をやめた
(現場に出なくなった)
- ・掛けている人が亡くなった
- ・個人事業を法人化した
- ・事業所から独立して一人親方になった
- ・雇っている従業員が増えた

など

適正な掛金負担と経費処理を

事業所が従業員に掛ける掛金は事業所が全額負担し、福利厚生の一科目として「退職金共済掛金」科目を設け、損金または経費として処理してください。

一人親方（個人事業者のみ）は自分で自分に対して掛けますので、所得控除の対象外です。

